

別紙第2

勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、市職員の給与について民間との較差等を基に、次の措置をとるよう勧告する。

記

1 令和8年4月の公民較差等に基づく給与改定

(1) 給料表

報告の7の(1)のイの(ア)で述べた趣旨を踏まえ改定すること。

(2) 初任給調整手当

報告の7の(1)のイの(イ)で述べた趣旨を踏まえ改定すること。

(3) 期末手当及び勤勉手当

ア 令和8年12月期の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

期末手当の支給割合を1.2875月分（管理職職員等にあっては、1.0875月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.0875月分（管理職職員等にあっては、1.2875月分）とすること。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員

期末手当の支給割合を0.7375月分（管理職職員等にあっては、0.6375月分）とし、勤勉手当の支給割合を0.5375月分（管理職職員等にあっては、0.6375月分）とすること。

(ウ) 特定任期付職員及び特定任期付教育職員

期末手当の支給割合を0.9875月分とし、勤勉手当の支給割合を

0.9125月分とすること。

イ 令和9年6月期以降の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月分（管理職職員等にあつては、1.075月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.075月分（管理職職員等にあつては、1.275月分）とすること。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.725月分（管理職職員等にあつては、0.625月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.525月分（管理職職員等にあつては、0.625月分）とすること。

(ウ) 特定任期付職員及び特定任期付教育職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.975月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分とすること。

2 改定の実施時期

1の(1)（教育職給料表を除く。）及び(2)の改定は、令和8年4月1日から実施すること。また、1の(3)のアについては令和8年12月1日から、1の(3)のイについては令和9年4月1日からそれぞれ実施すること。